

■ 資料編

1 総合計画審議会 名簿

(敬称略)

会 長	上 島 三 介	社会教育委員
副会長	吉 野 浩 之	商工会
委 員	石 澤 香哉子	学識経験者
委 員	尾 崎 恒 男	社会福祉協議会
委 員	日下部 辰 男	区長会
委 員	三 瓶 スミ子	民生委員・児童委員協議会
委 員	渋 谷 弘	協働のまちづくりネットワーク
委 員	島 田 喜 昭	体育協会
委 員	鈴 木 秀 幸	消防団
委 員	武 田 敏 幸	4Hクラブ
委 員	笛 木 隆 雄	住民代表
委 員	村 上 久美子	竹の子エコクラブ

2 審議会 諮問文

三芳政発第529号
平成31年3月28日

三芳町総合計画審議会議長 様

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町第5次総合計画基本計画の見直しについて（諮問）

三芳町第5次総合計画基本計画の見直しにあたり、三芳町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

3 審議会 答申文

令和元年11月13日

三芳町長 林 伊佐雄 様

三芳町総合計画審議会
会 長 上 島 三 介

三芳町第5次総合計画基本計画見直しについて（答申）

平成31年3月28日付け三芳政発第529号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を行った結果、本計画の見直しを妥当であると認めたので、ここに答申します。

なお、本計画の目指す将来像「未来につなぐ まち ひと みどりが誇れるまち」の実現に向け下記事項に十分留意し、スピード感をもって計画推進に努められるよう要望します。

記

- 1 三芳町が、将来にわたって持続可能な発展が図られるよう、各行政区のコミュニティ活動の活性化を図り、地域コミュニティの在り方について検証するとともに、住民が参画したくなるまちづくりという視点を重視した協働によるまちづくりに努めること。
- 2 PDCAを回し、長期的な視点を持ち、行政評価等の結果を活かして施策の推進に努めること。
- 3 町の特徴や特色を生かした施策の実施に努めること。
- 4 犯罪のない安全な町、災害時であっても安心安全に過ごせる町となるよう、基盤整備にも努めること。
- 5 施策の推進にあたっては、関係各課の連携はもちろん、町単位に限らず、近隣市との連携も密にし、施策の効果的な実施に努めること。

4 計画策定経過

年 月 日	内 容
平成30年10月 8日～31日	住民意識調査
平成31年 3月28日	第1回総合振興計画審議会（諮問）
平成31年 4月23日	庁内住民意識調査結果報告
令和元年 5月21日	議会全員協議会住民意識調査報告
令和元年 6月17日	総合計画策定委員会
令和元年 6月22・23・29・30日	まちづくり懇話会
令和元年 6月26日～7月1日	各課ヒアリング
令和元年 7月12日	第2回総合計画審議会
令和元年 8月 5～6日	各課ヒアリング
令和元年 8月20日	総合計画策定委員会
令和元年 8月27日～9月25日	基本計画素案パブリックコメント 意見募集
令和元年 9月10日	議会全員協議会基本計画素案説明
令和元年10月 1日	第3回総合計画審議会
令和元年10月21日	総合計画策定委員会
令和元年11月13日	第4回総合計画審議会（答申）
令和元年11月14日	総合計画策定委員会
令和元年12月17日	令和元年第5回議会定例会議決

5 三芳町 SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと (leave no one behind) を誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、経済成長を求めながらも環境や人々の幸福に寄り添うこと、そして、それらに横断的に関わる課題を解決するため、多様な関係主体とのパートナーシップにより推進することなどが必要な目標となっています。

三芳町は、農家が努力と誇りを持って、3 世紀を超えて継続されてきた三富地域の循環型農業や平地林が残り、持続可能な発展という想いが根付く町です。三富地域で行われる循環型農業では、自らの土地にある平地林の落ち葉などを集め、堆肥を作って畑に撒いてきました。これにより、元々栄養分の少なかった土壌であったにも関わらず、良質な作物を栽培できるようになりました。さらに、平地林管理の一環として切った枝などを、薪や炭にして再利用するなど、自然の生態系を活かした環境に優しい農業が受け継がれ、平成 29 年には日本農業遺産にも認定されました。

江戸時代に行われたこの地域の開発手法は、水に乏しい土地を林で囲み、保水性向上を実現した手法でもあり、南米チリの砂漠化の防止策として JICA (国際協力機構) が技術指導するなど、世界的にも注目されています。

近年では、武蔵野台地の強固な地盤と関越自動車道が通る首都圏の流通拠点として、国内外で活躍する企業や事業所が多く所在しており、昼夜間人口比率は県内市町村で 1 位、全国でも 100 位以内となっているなど、経済循環の役も担う地域となっています。

三芳町では、このような町の特徴を活かしながら、経済を発展させ、かつ、人や環境に優しい、持続可能な地域をつくっていきたいと考えています。また、これまで以上に、住民・地域・企業之力など、いろいろな力を合わせて地域を経営していくことも必要だと考えています。

そこで、町の指針となる第 5 次総合計画の理念や将来像が SDGs に繋がるものでもあることから、後期基本計画に町が実施していく取り組みと SDGs との繋がりを計画上に示すこととしました。

これは、町が行っていく事業が SDGs 達成に貢献することはもちろん、住民や企業・事業所の取り組みが、自らの住む地域だけでなく、世界規模で貢献できる取り組みであることを認識していただくことも目的としています。


現在及び将来にわたって地球上の誰一人として取り残さないために、自分ができることから始めることが SDGs の基本です。町一丸となって SDGs の達成に寄与し、より良い世界を三芳町からつくっていきたいと考えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次総合計画SDGsとの関連表



	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレを 世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで 目標を達成しよう
I-1-1 協働のまちづくり										●						●	●
I-1-2 コミュニティ活性化											●		●			●	●
I-1-3 地域の国際化・国際親善				●					●							●	●
I-2-1 教育環境の充実	●	●		●													
I-2-2 特色ある学校教育の推進	●		●	●													
I-2-3 家庭教育・青少年育成	●		●	●													
I-2-4 人権尊重・国際平和					●				●							●	
I-2-5 男女共同参画					●				●							●	
I-3-1 社会教育の推進				●												●	●
I-3-2 公民館活動の推進				●							●					●	
I-3-3 図書館・読書活動の推進				●							●					●	
I-3-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進			●								●						●
I-3-5 芸術文化のまちづくり				●							●						●
I-3-6 文化財保護の推進				●							●					●	
II-1-1 子ども・子育て支援	●	●		●	●											●	
II-1-2 保育サービス	●	●		●							●						
II-1-3 健康増進・保健医療		●	●	●													
II-1-4 介護保険・介護予防	●	●	●														●
II-1-5 高齢者福祉・地域福祉	●		●								●						

	1 1 家族を かぞへよう	2 2 自然を かまひに	3 3 すべての人に 健康と福祉を	4 4 質の高い教育を みんなに	5 5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 6 安全な水とトイレ を世界中に	7 7 エネルギーと気候に こころをこめよう	8 8 働きがいも 経済成長も	9 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 10 人や国の不平等 をなくそう	11 11 住み続けられる まちづくりを	12 12 つくる責任 つかう責任	13 13 気候変動に 具体的な対策を	14 14 海の豊かさ を増やそう	15 15 陸の豊かさも 増やそう	16 16 平和と公正を すべての人に	17 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
Ⅱ-1-6 障がい者福祉	●		●	●					●	●							
Ⅱ-1-7 保険・年金	●		●														●
Ⅱ-1-8 少子化・人口減対策								●	●		●						●
Ⅱ-2-1 都市政策								●	●		●	●					
Ⅱ-2-2 幹線道路の整備									●		●	●					
Ⅱ-2-3 生活道路・歩道の整備									●	●	●	●					
Ⅱ-2-4 交通政策								●	●		●		●				
Ⅱ-2-5 交通安全			●	●							●						●
Ⅱ-2-6 防犯				●							●					●	●
Ⅱ-2-7 防災・国民保護	●										●		●			●	●
Ⅱ-2-8 消費者行政	●			●								●					
Ⅱ-3-1 行財政運営・改革	●											●				●	●
Ⅱ-3-2 公共施設マネジメント				●					●		●						●
Ⅱ-3-3 人事管理				●	●			●								●	●
Ⅱ-3-4 広聴広報											●					●	●
Ⅱ-3-5 情報管理・セキュリティ	●									●						●	
Ⅲ-1-1 自然環境保全と景観形成・緑化						●					●	●			●		●
Ⅲ-1-2 地域イメージの形成								●				●					●
Ⅲ-1-3 観光・地域ブランド		●						●			●	●					●
Ⅲ-2-1 農業振興		●		●							●	●		●			
Ⅲ-2-2 工業振興								●	●			●					
Ⅲ-2-3 商業振興				●				●	●								●
Ⅲ-2-4 勤労者対策	●			●	●			●		●							
Ⅲ-3-1 公害・地球温暖化対策				●			●		●		●		●				
Ⅲ-3-2 循環型社会形成							●				●	●	●				
Ⅲ-3-3 環境美化											●	●		●			●
Ⅲ-3-4 上水道	●		●			●							●				
Ⅲ-3-5 下水道	●		●			●					●	●	●	●			

第5次総合計画SDGsとの関連表(ターゲット編)

<p>I -1-1 協働のまちづくり</p> <p>①多様な主体による連携と協働</p> <p>②多様なレベルでの協働展開の促進</p> <p>③まちづくりボランティアの育成とネットワークづくり</p>	  	<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -1-2 コミュニティ活性化</p> <p>①行政連絡区制度の充実</p> <p>②コミュニティ活動による自治意識の醸成</p> <p>③コミュニティ活動拠点の適正なマネジメント</p> <p>④みよしまつりの開催</p>	   	<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -1-3 地域の国際化・国際親善</p> <p>①在住外国人の生活支援</p> <p>②情報の多言語化の推進</p> <p>③NPO等と連携した国際交流の支援</p> <p>④国際親善の推進</p> <p>⑤姉妹都市等を通じた国際的な文化交流</p> <p>⑥東京オリンピック・パラリンピック効果の活用とレガシーの構築</p>	   	<p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p>
<p>I -2-1 教育環境の充実</p> <p>①学校の施設や設備の整備</p> <p>②安全安心な学習環境の整備</p> <p>③生きる力をはぐむ教育の創造のための人材育成と配置</p> <p>④学校給食を通じた食育の充実</p> <p>⑤就園・就学の支援</p>	  	<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>2-1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>

<p>I -2-2 特色ある学校教育の推進</p> <p>①生きる力をはぐくむ授業の創造</p> <p>②心豊かな児童生徒の育成</p> <p>③健康や体力をはぐくむ教育</p> <p>④時代の変化に対応する教育の推進</p> <p>⑤教育的支援の充実</p> <p>⑥学校・家庭・地域が一体となった教育の推進</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>3-5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p>3-7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。</p> <p>4-1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。</p> <p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>4-5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。</p> <p>4-6 2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p>
<p>I -2-3 家庭教育・青少年育成</p> <p>①「親の学習」「家庭教育学級」等の活動の充実</p> <p>②学校・関係団体との連携による非行等の防止</p> <p>③青少年健全育成の推進</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>3-4 2030年までに、非感染性疾病による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p> <p>3-5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。</p> <p>3-7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。</p> <p>3-a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
<p>I -2-4 人権尊重・国際平和</p> <p>①人権啓発・人権尊重意識の高揚</p> <p>②各種相談事業の充実</p> <p>③ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の充実</p> <p>④平和意識の高揚</p>		<p>5-1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>

<p>I -2-5 男女共同参画</p> <p>①男女共同参画の促進と意識の高揚</p> <p>②審議会委員などへの女性参画促進</p> <p>③女性相談事業の充実</p> <p>④女性活躍の推進</p>		<p>5-1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。</p> <p>5-2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。</p> <p>5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>5-c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p>
<p>I -3-1 社会教育の推進</p> <p>①団体・NPO・民間事業者などとの連携と協働</p> <p>②教育機関との連携と活動支援</p> <p>③社会教育計画の策定</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I -3-2 公民館活動の推進</p> <p>①気軽に利用できる公民館の運営と安全安心な施設の提供</p> <p>②住民主体の公民館活動の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p>
<p>I -3-3 図書館・読書活動の推進</p> <p>①図書館資料の整備・充実</p> <p>②予約・レファレンスサービスの充実</p> <p>③読書の動機付け事業などの充実</p> <p>④子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携</p> <p>⑤「よみ愛・読書のまち」の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>

<p>I-3-4 スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>①スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>②スポーツ施策の推進</p> <p>③スポーツ・レクリエーション施設の整備充実</p> <p>④スポーツ・レクリエーション事業の連携と協働</p>	  	<p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I-3-5 芸術文化のまちづくり</p> <p>①住民が主人公となる芸術文化活動の推進</p> <p>②芸術文化活動によるサービスの充実</p> <p>③アウトリーチ活動の充実</p> <p>④「芸術文化のまちづくり条例」の推進</p>	  	<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>I-3-6 文化財保護の推進</p> <p>①文化財の保存と活用</p> <p>②資料館活動の充実</p>	  	<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>
<p>II-1-1 子ども・子育て支援</p> <p>①地域ぐるみの子育て環境の充実</p> <p>②子育て支援センターの充実</p> <p>③ファミリーサポート事業の充実</p> <p>④ひとり親家庭等への支援の充実</p> <p>⑤児童相談事業の充実と児童虐待防止</p> <p>⑥児童館における乳幼児親子支援</p>	    	<p>1-1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。</p> <p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>5-4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。</p> <p>16-2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。</p>
<p>II-1-2 保育サービス</p> <p>①保育所多機能化の推進</p> <p>②保育施設の充実</p> <p>③多様な保育サービスの充実</p> <p>④放課後児童クラブ(学童保育室)の整備</p> <p>⑤児童館活動の展開</p>	   	<p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>II-1-3 健康増進・保健医療</p> <p>①総合的な健康づくり推進体制の充実</p> <p>②地域医療の充実</p> <p>③母子保健対策の充実</p> <p>④疾病や感染症発症の予防促進</p> <p>⑤相談支援体制の充実</p> <p>⑥食育の推進</p>	  	<p>2-1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対応を行う。</p> <p>3-3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>4-2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。</p>

<p>II-1-4 介護保険・介護予防</p> <p>①介護サービスの充実 ②介護予防・日常生活支援の推進 ③相談支援体制の充実 ④認知症施策と在宅医療・介護連携の推進 ⑤高齢者の権利擁護の推進 ⑥生活支援サービスの体制整備</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>2-2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-1-5 高齢者福祉・地域福祉</p> <p>①高齢者にやさしいまちづくりの推進 ②ふれあいセンターの新たな事業展開 ③地域福祉の充実 ④シニア世代の活躍を推進</p>		<p>1-2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。</p> <p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p>
<p>II-1-6 障がい者福祉</p> <p>①情報・相談・権利擁護の充実 ②生活支援サービスと保健・医療体制の充実 ③障がい児支援の充実 ④安全安心な生活環境の整備 ⑤社会参加と地域福祉の推進 ⑥地域生活支援拠点等整備事業</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p>
<p>II-1-7 保険・年金</p> <p>①疾病予防と健康増進 ②財政の健全化と安定的な運営 ③国民年金制度の周知啓発</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>3-8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。</p> <p>3-d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p>
<p>II-1-8 少子化・人口減対策</p> <p>①昼間人口の夜間人口化の研究 ②就労支援の充実 ③働きやすい環境の整備 ④住宅対策と定住促進 ⑤子ども・子育て支援の充実 ⑥地方創生総合戦略の推進</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラを開発する。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>II-2-1 都市政策</p> <p>①土地区画整理事業の促進 ②都市計画の見直し ③住宅環境の整備 ④公園の整備 ⑤住居表示基本方針の策定 ⑥産業ゾーンの整備 ⑦拠点ゾーンの整備と連携</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。</p> <p>12-2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12-b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。</p>
<p>II-2-2 幹線道路の整備</p> <p>①国道・県道の整備 ②都市計画道路の整備 ③幹線道路の整備 ④道路・橋梁の長寿命化</p>		<p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p>
<p>II-2-3 生活道路・歩道の整備</p> <p>①生活道路の整備 ②快適な道路環境の維持・保全 ③街路樹や街路灯の設置</p>		<p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p>
<p>II-2-4 交通政策</p> <p>①交通環境の充実 ②公共交通の充実 ③鉄道の整備の促進 ④放置自転車対策の推進 ⑤三芳スマートICのフル化整備 ⑥統一的なサインの整備と適切な誘導</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>


<p>II-2-5 交通安全</p> <p>①交通安全教育・啓発の推進 ②自転車の安全な利用の促進 ③交通指導員の適正配置と通学路の安全確保 ④安全安心な交通環境の整備</p>		<p>3-6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-6 防犯</p> <p>①防犯体制の充実 ②防犯関係機関の連携と防犯情報の共有・伝達 ③防犯灯の整備</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-7 防災・国民保護</p> <p>①防災・減災対策の実施と自助・共助・公助の連携強化 ②災害時要援護者対策の充実 ③防災拠点及び備蓄資機材の整備と災害情報伝達手段の充実 ④広域の応援・受援体制の確立 ⑤風雪水害に対する体制強化 ⑥国民保護対策の強化 ⑦業務継続計画の定期的な見直し</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、土壌及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p> <p>16-1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。</p> <p>16-a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-2-8 消費者行政</p> <p>①消費生活相談の充実 ②消費者教育の充実 ③消費者意識の醸成</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。</p>

<p>II-3-1 行財政運営・改革</p> <p>①総合計画の実行性の確保 ②健全な財政運営 ③行政改革の推進 ④税の収納率の向上 ⑤マイナンバーの有効活用 ⑥広域連携によるまちづくりの推進</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。</p> <p>17-13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-2 公共施設マネジメント</p> <p>①アクションプラン・個別施設計画の整備・運用 ②公共施設マネジメントの実現に向けた取組 ③藤久保地域拠点施設の整備</p>		<p>4-a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>11-7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-3 人事管理</p> <p>①定員管理の適正化 ②能力と実績に基づく人事管理の徹底 ③人材育成の推進 ④政策形成能力の向上</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8-2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。</p> <p>16-5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>17-14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p>
<p>II-3-4 広聴広報</p> <p>①「広報みよし」の充実 ②情報発信の充実 ③広聴活動の充実</p>		<p>11-3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>16-7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>II-3-5 情報管理・セキュリティ</p> <p>①情報公開の推進 ②セキュリティ対策 ③公文書の適正管理</p>		<p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>10-2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10-3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>16-6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。</p> <p>16-10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。</p>

<p>Ⅲ-1-1 自然環境保全と景観形成・緑化</p> <p>①平地林の整備と景観形成 ②緑のトラスト保全整備事業の推進 ③緑化の推進 ④緑地の活用と人材育成</p>		<p>6-6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>15-1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>15-2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p> <p>15-4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>Ⅲ-1-2 地域イメージの形成</p> <p>①シティブロモーション活動の推進 ②ふるさと納税の推進 ③ロケーションサービス事業の推進 ④地域イメージの向上 ⑤マスコットキャラクターの活用</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>
<p>Ⅲ-1-3 観光・地域ブランド</p> <p>①観光拠点の連携 ②観光資源のブランド化 ③6次産業プラスの推進</p>		<p>2-3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>8-9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p> <p>12-8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>Ⅲ-2-1 農業振興</p> <p>①農業遺産の推進 ②みよし野菜のブランド化と都市農業の推進 ③農業・農村の多面的機能による農業振興 ④農業改善事業の推進 ⑤環境保全型農業の推進 ⑥後継者と担い手農家の育成 ⑦農地の有効活用 ⑧農作物への鳥獣被害対策</p>		<p>2-3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。</p> <p>2-4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。</p> <p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>11-4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>12-2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。15-2</p> <p>15-3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。</p> <p>15-4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。</p> <p>15-8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。</p>
<p>Ⅲ-2-2 工業振興</p> <p>①経営力の強化 ③企業・地域間交流の促進 ③三芳スマートIC周辺の整備 ④企業の誘致促進</p>		<p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> <p>12-7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。</p>
<p>Ⅲ-2-3 商業振興</p> <p>①商店街活性化の促進 ②新たな商業拠点の創出 ③担い手の育成支援</p>		<p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>8-3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p> <p>9-1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> <p>9-2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

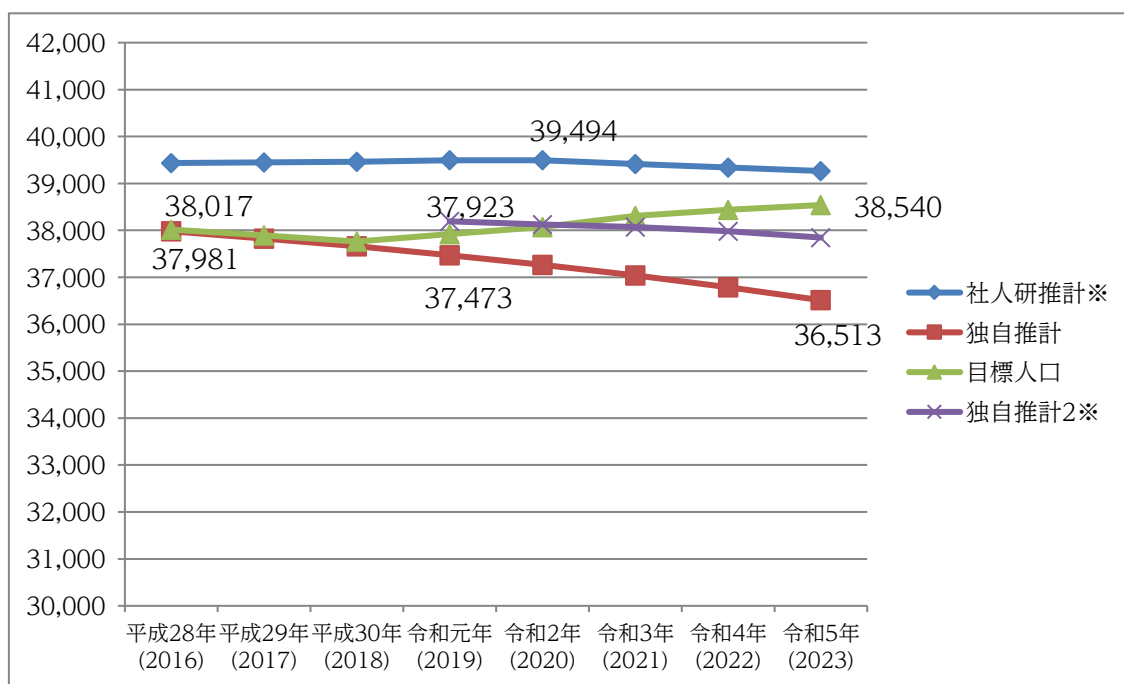
<p>Ⅲ-2-4 勤労者対策</p> <p>①就労支援の充実 ②勤労者生活安定対策の充実 ③勤労意識の醸成 ④高齢者や子育て世代の女性の就労等社会参加システムの構築</p>		<p>1-3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。</p> <p>1-4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。</p> <p>4-4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> <p>5-5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p> <p>8-5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p> <p>8-6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。</p> <p>10-4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p>
<p>Ⅲ-3-1 公害・地球温暖化対策</p> <p>①公害等の環境問題への対応 ②地球温暖化対策の推進 ③再生可能エネルギーの普及 ④環境教育の推進</p>		<p>4-7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p> <p>7-1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。</p> <p>7-2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p> <p>7-3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>9-4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>Ⅲ-3-2 循環型社会形成</p> <p>①ごみ減量の意識啓発と再利用の推進 ②計画的なごみ処理の推進</p>		<p>7-3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。</p> <p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12-5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>13-3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>Ⅲ-3-3 環境美化</p> <p>①環境美化の推進 ②ごみ不法投棄対策の強化 ③環境美化地域清掃活動の実施</p>		<p>11-6 2030年までに、大気、水及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>12-5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p> <p>17-17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>

<p>Ⅲ-3-4 上水道</p> <p>①水源の確保と有効利用 ②維持管理と災害対策 ③水道経営の健全化</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>3-9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>6-1 2030年までに、全ての人の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。</p> <p>6-3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>6-4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p>
<p>Ⅲ-3-5 下水道</p> <p>①下水道の普及促進 ②下水道の耐震化対策 ③雨水管の整備 ④雨水処理対策の充実</p>		<p>1-5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。</p> <p>3-3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。</p> <p>3-9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p> <p>6-2 2030年までに、全ての人の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び幼児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。</p> <p>6-3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>11-5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11-6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>12-4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p> <p>13-1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。</p> <p>14-1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p>

6 人口推移

第5次総合計画策定時の人口推計に加え、平成30年までの町内人口実績を元に、新たに人口推計値を算出しました。その結果、当初の独自推計値よりも好調に人口が推移していることが読み取れます。しかしながら、目標人口の達成には至っておらず、さらなる取組が必要となっています。

住民基本台帳ベースの人口推計(コーホート要因法)と目標人口



※社人研推計: 社会保障・人口問題研究所の算出方法による推計値

※独自推計2: 平成30年までの実績を元に、新たに推計値を算出したもの

		平成28年	令和元年	令和5年
総人口(人)		38,017	37,923	38,540
年齢別 人口構成	65歳以上	10,189 (26.8%)	10,633 (28.0%)	10,837 (28.1%)
	15~64歳	22,701 (59.7%)	22,432 (59.2%)	22,947 (59.5%)
	0~14歳	5,127 (13.5%)	4,858 (12.8%)	4,756 (12.4%)

7 三芳町第5次総合計画前期基本計画進捗状況評価

三芳町第5次総合計画前期基本計画の進捗評価については、各施策に定めた目標値の進捗状況評価と各施策における事業評価を行いました。

1. 目標値の進捗状況

(1) 目標値の評価区分

各施策における目標値について、中間年度（令和元年度）目標値に対する進捗状況について、以下のとおり3段階で評価します。なお、前期基本計画中に終了した事業については、終了年度の数値により評価します。

評価区分	目標値の進捗状況
① 概ね順調に推移している	中間年度（令和元年）目標値の75%以上達成
② 計画策定時からほぼ横ばい	中間年度（令和元年）目標値の25%以上75%未満
③ 計画策定時より後退している	中間年度（令和元年）目標値の25%未満

(2) 中間年度における目標値の状況

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
I みんなで未来 を拓くまち	1 多様な交流・ 協働のまちづ くり	1) 協働のまちづ くり	政策推進室	提案型事業委託制度応募団体数	1団体	3団体	1団体	②
			政策推進室	まちづくり懇話会参加人数	529人	600人	477人	①
			自治安心課	協働事業連携団体数	20団体	25団体	25団体	①
		2) コミュニティ 活性化	自治安心課	行政連絡区加入率	65.8%	66%	59.0%	①
		3) 地域の国際 化・国際親善	総務課	外国人生活相談件数（平成29年度 終了事業）	767件	770件	808件 (平成29年 度)	①
	学校教育課		中学生海外派遣への参加人数 (延べ)	225人	299人	269人	①	
	2 未来を担う人 材の育成	1) 教育環境の充 実	学校教育課	学校図書館蔵書達成率	79%	90%	96%	①
			学校給食セ ンター	食育指導取組時間数	39時間	50時間	69時間	①
		2) 特色ある学校 教育の推進	学校教育課	全国学力・学習状況調査（全国平 均を上回る領域）	1/4教科	3/4教科	1/4教科	②
			学校教育課	児童生徒新体力テスト（県平均を 上回る割合）	47.2%	60%	58.0%	①
			学校教育課	不登校発生割合（小／中・％）	0.13/2.49	0.11/2.20	0.71/3.44	③
		3) 家庭教育・青 少年育成	MIYOSHIオリ ンピート推進 課	家庭教育学級講座数	36学級	40学級	33学級	①
			MIYOSHIオリ ンピート推進 課	子ども110番の家	52件	230件	135件	②
		4) 人権尊重・国 際平和	総務課／社 会教育課／ 学校教育課	人権に関する取組参加者数	2,524人	2,550人	2,157人	①
		5) 男女共同参画	総務課	各種審議会等への女性委員割合	27%	30%	28.1%	①

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
I みんなで未来 を拓くまち	3 生涯にわたる 学びと活動の 場	1) 社会教育の推 進	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	社会教育事業関連事業数	264件	290件	335件	①
		2) 公民館活動の 推進	公民館	公民館利用件数	6,897件	7,780件	9,001件	①
			公民館	公民館事業における連携事業の割 合	53%	70%	79%	①
		3) 図書館・読書 活動の推進	図書館	人口一人当たりの図書館利用回数 ※1	3.78回	3.80回	4.08回	①
			図書館	主催・共済事業回数（館内・館 外）	292回	295回	318回	①
		4) スポーツ・レ クリエーショ ン活動の推進	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	スポーツ・レクリエーション事業 等の参加率 ※2	0.8%	2%	5.9%	①
			MIYOSHIオン ピアート”推進 課	体育施設の利用率	65.4%	68%	49.4%	②
		5) 芸術文化のま ちづくり	MIYOSHIオン ピアート”推進 課	芸術文化関連事業数	111件	120件	80件	②
		6) 文化財保護の 推進	文化財保護 課	埋蔵文化財調査対応件数	13件	14件	9件	②
			文化財保護 課	文化財教育活動への参加者数	279人	290人	266人	①
文化財保護 課	歴史民俗資料館への月平均入館者 数		468人	480人	637人	①		
II 安全安心で幸 せにくらせる まち	1 健康で安心して暮らせるま ちづくり	1) 子ども・子育 て支援	こども支援 課	地域子育て支援拠点事業延べ利用 親子数	9,100人	11,000人	10,650人	①
			こども支援 課	ファミリーサポートセンター事業 年間活動件数	2,927件	3,100件	2,595件	①
			こども支援 課	ファミリーサポートセンター利用 料助成制度利用者数	9人	31人	9人	②
		2) 保育サービ ス	こども支援 課	保育園待機児童数	6人	0人	1人	①
			こども支援 課	認可保育園の受け入れ人数	605人	698人	627人	①
			こども支援 課	学童保育室定員確保数	331人	411人	331人	①
		3) 健康増進・保 健医療	健康増進課	大腸がん検診の受診率	34.9%	37%	15.9%	②
			健康増進課	乳幼児健診受診率	92%	95%	95.5%	①
			健康増進課	健康長寿プロジェクト参加者数 （平成29年度終了事業）	—	2,000人	2,102人 （平成29年 度）	①

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
II 安全安心で幸 せにくらせる まち	1 健康で安心して暮らせるま ちづくり	4) 介護保険・介 護予防	健康増進課	地域包括支援センター数	1か所	3か所	3か所	①
			健康増進課	認知症対応型共同生活介護（グ ループホーム）	1か所	2か所	3か所	①
			健康増進課	定期巡回・随時対応型訪問介護	—	1か所	1か所	①
			健康増進課	小規模多機能型生活介護	—	1か所	0か所	③
		5) 高齢者福祉・ 地域福祉	福祉課	老人クラブ連合会会員数	820人	900人	870人	①
			福祉課	緊急時連絡システム設置台数	299台	350台	365台	①
		6) 障がい者福祉	福祉課	あいサポーター数	429人	525人	1,348人	①
			福祉課	生活サポート事業登録者数	52人	65人	64人	①
		7) 保険・年金	住民課	一般会計法定外繰入金	233,650千 円	↘	100,463千円	①
			住民課	特定健康診査受診率	42.2%	50%	43.9%	①
		8) 少子化・人口 減対策	政策推進室	人口	38,200人	38,000人	38,193人	①
		2 安全安心で活 気のある都市 基盤の整備	1) 都市政策	都市計画課	北松原土地区画整理事業進捗率	86.0%	100%	99.1%
	都市計画課			藤久保第一土地区画整理事業進捗 率	92.4%	100%	100.0%	①
	都市計画課			富士塚土地区画整理事業進捗率	43.3%	100%	96.0%	①
	都市計画課			住宅耐震化率 ※3	79.3%	95%	79.3%	①
	2) 幹線道路の整 備		道路交通課	道路修繕工事計画実施延長	—	12.8Km	7.0Km	②
	3) 生活道路・歩 道の整備		道路交通課	歩道整備個所	—	16か所	6か所	②
	4) 交通政策		道路交通課	三芳スマートIC利用者数	4,714台	↗	5,609台	①
			政策推進室	デマンド交通利用者数（1日あた り） （平成28年度終了事業）	16.8人	32.4人	48.5人 （平成28年 度）	①
	5) 交通安全		自治安心課	交通事故（人身）発生件数	191件	185件	137件	①
自治安心課			交通安全教室参加人数	3,207人	3,300人	3,711人	①	

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況	
Ⅱ 安全安心で幸 せにくらせる まち	2 安全安心で活 気のある都市 基盤の整備	6) 防犯	自治安心課	町民青色防犯パトロール隊隊員数	200人	230人	238人	①	
			道路交通課	防犯灯設置延べ数 (LED※4 化)	298基	600基	3,124基	①	
		7) 防災・国民保 護	自治安心課	防災行政無線固定系デジタル化整 備進捗率	4%	100%	100%	①	
			自治安心課	地域連携避難訓練参加者数	1,026人	2,000人	1,186人	②	
			自治安心課	自主防災組織育成補助金利用団体 数	5団体	7団体	6団体	①	
		8) 消費者行政	観光産業課	消費生活センター利用件数	125件	140件	215件	①	
			観光産業課	啓発講座の実施件数	5件	7件	3件	②	
		3 効率的で質の 高い行政サー ビスの提供	1) 行財政運 営・改革	財務課	経常収支比率	96.5%	95%	95.4%	①
	財務課			年度末財政調整基金残高	標準財政規 模の 8.2%	標準財政規 模の 9%以上	7.5%	①	
	2) 公共施設 マネジメント		財務課	公有財産(建物)の延べ面積	93,045㎡	88,906㎡	93,176㎡	③	
	3) 人事管理		総務課	職員数	294人	270人	278.6人	①	
	4) 広聴広報		秘書広報室	ホームページアクセス数	52,000件	65,000件	92,509件	①	
	5) 情報管 理・セキュリ ティ		—	—	—	—	—	—	
	Ⅲ 緑と活力にあ ふれた魅力あ るまち		1 自然環境や景 観を活用した 観光と地域ブ ランドづくり の推進	1) 自然環境 保全と景観形 成・緑化	環境課	保存樹林の指定	2.5ha	5ha	4.7ha
		2) 地域イ メージの形成		政策推進室	町への愛着度(住民意識調査)	62%	70%	64.4%	①
政策推進室				定住意向(住民意識調査)	83%	85%	81.9%	①	
政策推進室				ふるさと納税の商品数	14点 (H27)	50点	224点	①	
3) 観光・地 域ブランド		観光産業課		観光入込客数	80,813人	90,000人	82,240人	①	

基本目標	政策	施策分野	担当課	達成目標	平成26年度 (策定時)	令和元年度 目標値	平成30年度 実績値	進捗 状況
Ⅲ 緑と活力にあ ふれた魅力あ るまち	2 活力と賑わい のあるまちづ くり	1) 農業振興	観光産業課	認定農業者数	87人	100人	116人	①
			観光産業課	経営耕作面積	375ha	➡	351ha	①
		2) 工業振興	観光産業課	事業所数（第二次産業）	560事業所	➡	541事業所	①
		3) 商業振興	観光産業課	卸・小売業事業所数	298事業	➡	332事業所	①
		4) 勤労者対策	観光産業課	就業者数	18,373人	➡	17,934人	①
			観光産業課	就業率	55.3%	➡	53.9%	①
	3 快適で持続可 能な環境基盤 の整備	1) 公害・地球 温暖化対策	環境課	公共施設の温室ガス排出量	1,915.92 t — CO2	1,800.96 t — CO2	2192.72— CO2	③
			環境課	一般廃棄物のリサイクル率	18%	30%	21%	②
		3) 環境美化	環境課	ごみゼロの日・クリーン三芳町民運 動参加者数 ※5	4,242人	4,300人	1,748人	②
		4) 上水道	上下水道課	竹間沢東地区の排水管耐震化率	—	40%	30.6%	①
		5) 下水道	上下水道課	指定避難所周辺の人孔接続部の耐震 化率	—	50.6%	31.8%	②

※1 図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内人口で割ったもの。

※2 町内人口（小学生以上）のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数割合。

※3 住宅土地統計調査からの推計値。

※4 Light Emitting Diode発光ダイオードの略で、照明・電球・ライト・テレビなど幅広い分野で利用されている。

省エネ・長寿命などメリットが多く環境保護・地球温暖化防止の観点からも意味は大きい。

※5 ごみゼロの日・クリーン三芳町民運動事業廃止のため、環境美化地域清掃活動参加者数を掲載。

(3) 進捗状況集計

基本目標Ⅰ「みんなで未来を拓くまち」の目標値の進捗状況は、「概ね順調に推移している」が73.1%、「計画策定時からほぼ横ばい」が23.1%、「計画策定時より後退している」が3.8%となりました。

基本目標Ⅱ「安全安心で幸せにくらせるまち」では、「概ね順調に推移している」が76.2%、「計画策定時からほぼ横ばい」が19.0%、「計画策定時より後退している」が4.8%となりました。

基本目標Ⅲ「緑と活力にあふれた魅力あるまち」では、「概ね順調に推移している」が75.0%、「計画策定時からほぼ横ばい」が18.8%、「計画策定時より後退している」が6.3%となりました。

全体では、「概ね順調に推移している」が75.0%、「計画策定時からほぼ横ばい」が20.2%、「計画策定時より後退している」が4.8%となり、7割以上の政策について「概ね順調に推移している」という結果となりました。

基本目標	政策	目標数	進捗状況		
			①概ね順調に推移している	②計画策定時からほぼ横ばい	③計画策定時より後退している
Ⅰ みんなで未来を拓くまち	1 多様な交流・協働のまちづくり	6	5	1	0
	2 未来を担う人材の育成	9	6	2	1
	3 生涯にわたる学びと活動の場	11	8	3	0
	小 計	26	19	6	1
	(割 合)		73.1%	23.1%	3.8%
Ⅱ 安全安心で幸せにくらせるまち	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	20	15	4	1
	2 安全安心で活気のある都市基盤の整備	17	13	4	0
	3 効率的で質の高い行政サービスの提供	5	4	0	1
	小 計	42	32	8	2
	(割 合)		76.2%	19.0%	4.8%
Ⅲ 緑と活力にあふれた魅力あるまち	1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進	5	5	0	0
	2 活力と賑わいのあるまちづくり	6	6	0	0
	3 快適で持続可能な環境基盤の整備	5	1	3	1
	小 計	16	12	3	1
	(割 合)		75.0%	18.8%	6.3%
合 計		84	63	17	4
(割 合)			75.0%	20.2%	4.8%

2. 各施策の事業評価

(1) 事業評価の評価区分

状 況	事業評価
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 31点～40点	a
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 21点～30点	b
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 11点～20点	c
行政評価【事務事業4か年評価シート】内部評価点数 0点～10点	d
新規事業	新規事業

※行政評価【事務事業4か年評価シート】の内部評価点数により評価を実施。
(一部実績による評価)
(目標項目の目標値に対する実績値による評価 最高40点)

(2) 行政評価内部評価項目

評価要素	評価基準	説明	基準点数	
必要性	社会情勢等への対応	少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、町の地域特性などによる新しい住民ニーズに対応しているか。	とても対応できている	3点
			対応している	2点
			あまり対応できていない	1点
	国・県・民間との競合	国、県又は民間が既に同様な事業を実施していないか。	実施していない（競合しない）	3点
			一部実施している（一部競合する）	2点
			実施している（競合する）	1点
	事業効果の継続性	継続的に事業を実施することで将来的に効果が表れる事業であるか	とても継続性がある	3点
			継続性がある	2点
			あまり継続性はない	1点
効率性	事業の計画性	事業計画を作成するなど、計画的に事業が進められているか。	とても計画的に事業が進められている	3点
			計画的に事業が進められている	2点
			あまり計画的に進められていない	1点
	実施主体の適正	町が実施するのではなく、民間委託等の民間活力導入の可能はないか。	町として実施することが適正である	3点
			町、民間どちらでも実施可能である	2点
			民間実施の方がより適正ではないか	1点
	類似事業の存在	同種・同様の事業を町として行っていないか。他事業との統合の可能性はないか。	統合・連携はできない	3点
			統合・連携の可能性はある	2点
			統合・連携ができる	1点
	費用対効果	事業に対してかけた予算額に見合う効果があるか。	高い効果が得られる	3点
			一定の効果はある	2点
			効果は低い	1点
	予算の圧縮	事業を工夫し、歳出を抑えて実施することができたか。	歳出を抑えることができた	3点
			ある程度歳出を抑えることができた	2点
			あまり歳出を抑えられなかった	1点
公平性	対象（受益者）の妥当性	対象となる受益者の範囲は妥当であるか。	対象者に偏りはない	3点
			対象者にやや偏りがみられる	2点
			対象者に偏りがある	1点
	受益者負担の妥当性	受益者負担の金額等が適正であるか。	受益者が負担することが妥当で、負担額も妥当	3点
			税金で対応することが妥当	2点
			適正でない（改善の余地あり）	1点
安心・安全	安心・安全に関する事業	災害対策や緊急時の危機対策、各種安全対策など、住民生活の安心・安全に繋がる事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点

評価要素	評価基準	説明		基準点数
バリアフリー	障害者等に配慮した事業	手話通訳の用意など、障害者、高齢者、こどもなどの社会的弱者に配慮している事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点
環境	環境負荷に配慮した事業	消費電力の削減や低公害車の導入など、環境負荷に配慮している事業であるか。	とても配慮されている	3点
			配慮されている	2点
			あまり配慮されていない	1点
			配慮されていない	0点
イメージアップ	イメージ向上につながる事業	イメージの向上により住民が町に誇りや愛着を持つことにつながる事業であるか。	确实につながる	3点
			多少つながる	2点
			あまりつながらない	1点
			つながらない	0点
将来性	将来性のある事業	中長期視点を持って行うことにより、将来的な町の発展に資する事業であるか。	将来的な発展に資する	3点
			工夫次第で発展に資する	2点
			多少は発展に資する	1点
			あまり発展には資しない	0点
住民参画	住民参画の推進	事業に対し、住民が参画するシステムがあり、そのシステムを活用しているか。	十分に住民が参画する仕組みがある	3点
			住民が参画する仕組みがある	2点
			あまり住民が参画する仕組みがない	1点
			住民が参画する仕組みがない	0点
	住民参画による効果	公募委員などの様々な住民参画の取り組みにより、事業の改善につながる効果があるか。	高い効果がある	3点
			一定の効果がある	2点
			効果は低い	1点
			効果はない	0点
事業づけ	重点プロジェクト事業	三芳町総合計画の重点プロジェクトであるか	3点	
	町長マニフェスト関連事業	町長マニフェストに関連する事業であるか	2点	
	各種計画に基づく事業	町の各種計画（三芳町総合計画以外）に基づいて実施している事業であるか	2点	
	町独自の事業	法令、条例等の根拠はないが、必要と考え町が実施している事業であるか	3点	
国・県補助	補助金対象事業	補助金を受けている事業であるか。また、事業費に対しどの程度活用しているか。	全額	3点
			50%以上	2点
			49%以下(0%を除く)	1点
			0%	0点

(3) 評価結果の概要

基本目標	政策	施策数	事業評価 (再掲)					事業数 (再掲)
			a	b	c	d	新規事業	
I みんなで未来を拓くまち	1 多様な交流・協働のまちづくり	11	14 (5)	1	1			16 (5)
	2 未来を担う人材の育成	22	45 (7)	4	1			50 (7)
	3 生涯にわたる学びと活動の場	20	32 (12)					32 (12)
	小計	53	91 (24)	5	2		0	98 (24)
II 安全安心で幸せにくらせるまち	1 健康で安心して暮らせるまちづくり	39	68 (14)	8 (2)	4	1		81 (16)
	2 安全安心で活気のある都市基盤の整備	37	39 (12)	6 (3)	5 (1)			50 (16)
	3 効率的で質の高い行政サービスの提供	19	16 (5)	4	2		1	23 (5)
	小計	95	123 (31)	18 (5)	11 (1)		1	154 (37)
III 緑と活力にあふれた魅力あるまち	1 自然環境や景観を活用した観光と地域ブランドづくりの推進	13	15 (10)	1 (1)	2 (1)			18 (12)
	2 活力と賑わいのあるまちづくり	19	11 (5)	7 (4)	5	1		24 (9)
	3 快適で持続可能な環境基盤の整備	16	20 (4)	5 (1)	3 (1)		1	29 (6)
	小計	48	46 (19)	13 (6)	10 (2)	1	1	71 (27)
合計		196	260 (74)	36 (11)	23 (3)	2	2 0	323 (88)
(割合)			80.5%	11.1%	7.1%	0.6%	0.6%	